

**「介護保険指定 0170405138」**

# **介護老人福祉施設 手稲ロータス**

## **運 営 規 程**

**社会福祉法人 手稲ロータス会**

## 介護老人福祉施設手稲ロータス運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人手稲ロータス会が開設する介護老人福祉施設手稲ロータス（以下、「施設」という。）が行う指定介護老人福祉施設の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定介護老人福祉施設のサービスを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しつつ、各ユニットにおいて入居者が相互に社会関係を築きながら自立的な日常生活を営むことができるよう目指すものとする。

2 施設は、入居者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の介護、機能訓練、健康・栄養管理及び療養上の介護を行うことにより、入居者の心身機能の維持を目指すものとする。

3 施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常にその入居者の立場に立って指定介護老人福祉施設のサービスを提供するよう努めるものとする。

4 施設は、明るく家庭的な雰囲気を保ち、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、地域の保健、医療、福祉サービス事業者との密接な連携に努めるものとする。

5 施設は、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」を遵守して運営に努める。

6 施設と入居者又は家族等の詳細な関係については、入居する際取り交わす「契約書」及び「重要事項説明書」を基本として、内容の遂行に当たっては相互の理解と誠意をもって実行するものとする。

### (施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人福祉施設 手稲ロータス
- (2) 所在地 札幌市手稲区稲穂3条6丁目7番5号

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 2名（常勤職員 2名）  
生活相談員は、入居者及び家族の相談や利用計画、日程プログラム等のサービスの調整を行う。

- (3) 介護職員 40名 (常勤職員 33名)  
介護職員は、入居者の日常生活の介護を行う。
- (4) 看護職員 6名 (常勤職員 3名)  
看護職員は、入居者の健康管理、医療との連携支援を行う。
- (5) 医師 1名 (非常勤職員 1名) 兼務  
医師は、入居者の健康管理、医療を行う。
- (6) 機能訓練指導員 2名 (常勤職員 2名)  
機能訓練指導員は、要介護状態の軽減又は悪化防止のために機能訓練を行う。
- (7) 管理栄養士 1名 (常勤職員 1名)  
管理栄養士は、入居者の食事について、献立や指導により適正な栄養摂取ができるよう、看護、介護職員等と協働して低栄養状態にある入居者やそのおそれのある入居者に対し栄養ケア・マネジメントを行い、これに基づく適切なサービスと評価を行う。  
また、食事形態の配慮を行い、誤嚥防止に努める。
- (8) 介護支援専門員 4名 (常勤職員 4名 うち専従1名及び兼務3名)  
介護支援専門員は、関連従事者と連携し、入居者の施設サービス計画の原案を立てるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 施設の営業日及び営業時間は、通年とする。

(入居者の定員)

第6条 事業の専用ベッド数として提供する定員は、70名とする。

(ユニット数及びユニット毎の定員)

第7条 ユニット数は7ユニットとし、ユニット毎の定員は、10名とする。

(生活介護の内容)

(1) 日常生活上の援助

- ア 排せつの介助
- イ 移動の介助
- ウ 食事の介助
- エ その他必要な身体の介護

(2) 入浴の介護

- ア 入浴の形態
  - ① 一般浴槽による入浴
  - ② 特別浴槽による入浴

(3) 栄養管理

- ア 栄養アセスメントの実施
- イ 栄養ケア・マネジメントの実施・評価
- ウ 摂取・嚥下機能アセスメントの実施

- (4) 機能訓練
- (5) 送迎
- (6) 教養娯楽等に係る行事等の実施
- (7) 入居者・家族介護者等への指導、助言・相談
- (8) 受診

(施設サービス計画の作成)

第9条 施設サービスの提供を開始する際には、入居者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、個別に施設サービス計画を作成する。

- 2 施設サービス計画の作成、変更の際には、入居者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得るものとする。
- 3 入居者に対し、施設サービス計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、サービスの管理・評価を行う。

(利用料等)

第10条 施設の介護サービスを提供した場合の介護サービス費の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。

- 2 利用料は別表1に定める内容とし、入居者が利用した場合、施設に支払うものとする。
- 3 利用料の支払を受ける場合には、入居者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、利用料の支払に同意する旨の文書に署名・押印を受けることとする。
- 4 入居者の生計困難者等には、「社会福祉法人 手稲ロータス会 利用料減免規程」に基づいて利用料の減免を行うものとする。
- 5 利用料の支払いに関する銀行口座からの引き落としサービス又は銀行口座への振込みにかかる手数料は、入居者負担とする。

(居住費・食費)

第11条 居住費及び食費は全額自己負担とし、負担の基準は、厚生労働大臣が定める費用の額を基準費用額とする。

- 2 居住費及び食費の負担の限度額は、厚生労働大臣が定める額を限度額とする。
- 3 特定入所者介護サービス費の対象者は、利用者負担第1段階から第3段階までの者で市町村が交付する「介護保険負担限度額認定証」により居住費及び食費を徴収する。
- 4 第4段階に該当する入居者の居住費及び食費の負担額は、厚生労働大臣が定める基準費用額とする。
- 5 居住費及び食費の自己負担は、毎月、介護サービス費と併せて請求書が発行されるので、入居者はこれに基づいて支払うものとする。
- 6 生活相談員は、入居時に説明を行い、誤解が生じぬよう同意書に署名・押印を受けることとする。
- 7 基準費用額及び限度額の変更は、厚生労働大臣が定める基準の改正に基づくものとする。

8 入居者の入院、外泊の際の居住費は、入居者が入院・外泊期間中において居室が当該入居者のために確保されている場合は、外泊時加算期間（6日間）は個人負担とする。

（緊急時等における対応方法）

第12条 従業者は、サービス提供中に、入居者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡し、指示を仰ぐとともに、家族等に連絡を行う等必要な措置を講ずるものとする。また、管理者にも報告しなければならない。

（身体的拘束廃止）

第13条 施設サービスの提供に当たっては、入居者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。

2 緊急やむを得ない場合は、入居者又は家族に説明し、同意する旨の文書に署名・押印を受けることとする。実施後は、関連職員等で定期的に会議を開催し、身体的拘束解除に努める。

3 緊急やむを得ない場合は、「利用者の事故防止及び身体拘束廃止対策委員会規程」等に基づいて行うものとする。

（感染症予防対策・褥瘡予防対策）

第14条 サービス提供中に施設において感染症又は食中毒が発生及びまん延しないよう、感染症予防のための対策を検討する委員会「以下、「委員会」という。」を設置するとともに、予防又はまん延の防止のための指針及び予防マニュアルを作成し、その措置を講ずるものとする。また、定期的（年2回以上）に研修会を開催するほか、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練等を実施する等従業者に周知徹底を図り、感染症予防に努める。さらに、感染症予防に関する措置を適切に実施するための担当者を当該委員会に定める。

また、褥瘡が発生しないよう褥瘡防止対策マニュアルに基づき適切な介護を行うとともに、定期的に研修会等で確認し、発生防止に努める。

（介護事故対策）

第15条 サービス提供中における転倒等の事故の発生又はその再発を防止するため、事故防止のための指針及び事故防止マニュアルを作成するとともに、定期的（年2回以上）に研修会を開催する等従業者に周知徹底を図り、介護事故防止に努めるものとする。また、介護事故防止の取組みを適切に実施するための担当者を当該指針に定める。

（虐待の防止）

第16条 高齢者虐待防止法の実効性を高め、入居者の尊厳の保持及び人格の尊重が達成されるよう、虐待の未然防止、虐待等の早期発見の観点から、虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置するとともに、虐待の防止に関する指針及びマニュアルを作成し、その措置を講ずるものとする。また、高齢者虐待防止法等に規定する従業者の責務・適切な対応等を正しく理解するため、職員に対し定期的に研修を行うとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を当該委員会に定める。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第17条 当施設の利用に当たっての留意事項を、以下のとおりとする。

- (1) 面 会・・・午前8時から午後7時までとする。
- (2) 消 灯 時 間・・・午後9時とする。
- (3) 外 泊 ・ 外 出・・・事前に所定の用紙に必要事項を記入の上、施設の確認を受けること。
- (4) 飲 酒 ・ 喫 煙・・・飲酒に関しては、施設長の承認を得て、他の入居者の迷惑にならない程度とする。喫煙に関しては、敷地内禁煙とする。
- (5) 設 備 ・ 備 品 の 使 用・・・事前に担当職員に確認の上で使用すること。また、使用時の破損については速やかに担当職員に連絡すること。
- (6) 所持品・備品等の持込み・・・事前に生活相談員に確認を得ること。また、管理に関しては各個人がその責を負うこと。
- (7) 金 銭 ・ 貴 重 品 の 管 理・・・自己管理をする場合は、事前に生活相談員に確認を得ること。また、管理に関しては各個人がその責を負うこと。
- (8) 外泊時等の施設外での受診・・・予定をしている場合、事前に医師又は看護師に確認を得ること。また、緊急に受診が必要な場合は、受診後速やかに連絡すること。

(苦情及び相談の対応)

第18条 入居者や家族等から、提供したサービスに関する苦情や日常生活等に関する相談の申出があった場合、生活相談員等が適切に対応する。

2 「社会福祉法人 手稲ロータス会 苦情処理解決規程」に従い対応するものとする。

(非常災害対策)

第19条 サービスの提供中に災害が発生した場合、従業者は入居者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、日常的に具体的な対処の方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

2 施設は、あらかじめ、通報、連携体制、地域との連携等について具体的な対策の計画を作成しておき、従業者に周知を図るとともに、消防署等との合同訓練を年2回以上実施する。

(業務継続計画の策定等)

第20条 施設は、感染症や災害が発生した場合にあっても、入居者が継続してサービスの提供を受けられるよう、サービスの提供の継続的实施及び非常時体制において早期に業務を再開するための業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い、定期的(年2回以上)に研修及び訓練を全職員に対し実施するものとする。なお、業務継続計画については、感染症及び災害に係る業務継続計画を作成する。

(その他運営についての留意事項)

第21条 施設は、従業者等の資質向上を図るための研修の機会を設けるとともに、業務体制の充実を図る。

- 2 従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を漏らしてはならない旨を、従業者との雇用契約の一項とする。
- 4 入居者の個人情報の保護に関しては、個人情報使用同意書に基づき、第三者への情報提供は収集目的の範囲内とし、「社会福祉法人 手稲ロータス会 個人情報保護規程」を遵守する。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人手稲ロータス会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年10月1日から施行する。

ただし、第4条の規程は平成12年9月1日から、別表1は、平成12年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成13年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年2月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。



別表 1

項 目	単 位 等	金 額 等
預金管理	一日当たり	30円
電気代 (テレビ)	〃	50円
電気代 (冷蔵庫)	〃	50円
インフルエンザワクチン	一回当たり	実費
肺炎球菌ワクチン	〃	実費
行事に伴う食事代等	〃	実費
理美容代	〃	実費
訪問鍼灸マッサージの療養費	〃	実費

※ 上記以外の項目でクラブ活動や嗜好品等の費用実費が発生する場合には、入居者又は家族等の同意を得て、実費相当額を徴収する。